

(表 2)

長野県景観条例に基づく届出対象行為 (重点地域の区域)

国道 147・148 号沿道景観育成重点地域 (指定路線及びその両側各 30m 以内の区域)

指定路線	一般国道 147 号線のうち、松本市と安曇野市との境界から一般県道槍ヶ岳線との交点まで
	一般国道 148 号線のうち、一般県道槍ヶ岳線との交点から大町市と白馬村との境界まで
	一般県道扇沢信濃大町停車場線のうち、大町市市道野口源汲線との交点から一般国道 148 号との交点 (大町市大町 1954 番の 1 地先) まで

届出根拠：景観法第 16 条

行 為 の 種 類		届出を要する規模	
建築物	新 築 増 築 改 築 移 転	当該行為に係る部分の床面積の合計が 20 m ² を超えるもの	
	外観変更	変更に係る面積が 25 m ² を超えるもの	
工作物	プラント類 自動車車庫 貯蔵施設類 処理施設類	新 築 増 築	高さ 13m 又は当該行為に係る部分の築造面積が 20 m ² を超えるもの
	電気供給施設	改 築	高さ 8m を超えるもの
	その他	移 転	高さ 5m を超えるもの
	太陽光発電施設	外観変更	太陽電池モジュールの築造面積の合計 20 m ² を超えるもの
	特定外観意匠		表示面積 3 m ² を超えるもの
都計法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		面積 300 m ² を超えるもの又は生じる法面・擁壁の高さが 1.5m かつ長さ 30m を超えるもの	
政令第 4 条第 1 号の土地の形質の変更 (土石の採取及び鉱物の掘採を除く)			
土石の採取及び鉱物の掘採			
屋外における物件の堆積		堆積の高さ 3m 又は面積 100 m ² を超えるもの	

長野県景観条例に基づく届出対象行為

重点地域及び特定地区以外の区域（大町市内全体）

届出根拠：景観法第 16 条			
行 為 の 種 類		届出を要する規模	
建築物		新 築 増 築 改 築 移 転	高さ 13m又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの
		外観変更	変更に係る面積が 400 m ² を超えるもの
工作物	プラント類 自動車車庫 貯蔵施設類 処理施設類	新 築 増 築 改 築 移 転	高さ 13m又は築造面積 1,000 m ² を超えるもの
	電気供給施設		高さ 20mを超えるもの
	その他	外観変更	高さ 13mを超えるもの
	太陽光発電施設		太陽電池モジュールの築造面積の合計 1,000 m ² を超えるもの
特定外観意匠		表示面積 25 m ² を超えるもの	
都計法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		面積 3,000 m ² を超えるもの又は生じる法面・擁壁 の高さ 3mかつ長さ 30mを超えるもの	
政令第 4 条第 1 号の土地の形質の変更 (土石の採取及び鉱物の採掘を除く)			
土石の採取及び鉱物の掘採			
屋外における物件の堆積		堆積の高さ 3m又は面積 1,000 m ² を超えるもの	